

平成25年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成25年11月27日（水）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第66号 瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第69号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第70号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第71号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第72号 瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第73号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第74号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第75号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第76号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第77号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治

13番 若井千尋  
15番 広瀬時男  
17番 星川睦枝

14番 若園五朗  
16番 小川勝範  
18番 藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	白河忠良	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	泉大作
書記	今木浩靖		

開会及び開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第4回瑞穂市定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星川睦枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号6番 棚橋敏明君と7番 広瀬武雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星川睦枝君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの17日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず4件について、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして、4件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成25年8月分と9月分が実施されました。いずれも現金・預金の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。ただし、9月分については、その他として一般会計及び国民健康保険特別会計において予備費が増額補正されており、当初予算額に対する補正予算額の比率は、一般会計が50%、国民健康保険事業特別会計が25%強となる。充用額は補正以前に充用されたものであり、当初予算額に対する充

用率からすると補正の必要があったのか疑問を感じるとともに、歳入歳出のバランスのために行った補正であるならば好ましくないとの報告がありました。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による随時監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は9月6日に行われ、秘書広報課における4月1日から7月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として広報紙についての監査を行った。その結果、財務についての意見として、平成25年度がまだ4分の1しか経過していない時点で流用しており、流用そのものはもちろん、流用可能だった当初予算の積算も適正とは判断しがたい。担当課によると、当初予算で計画していた国際交流事業が早々に中止となり、不用額になったため流用したとのことであるが、そうすると今度はその事業全体の計画性に疑問を持たざるを得ない。

地方自治法第217条第1項は、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないと規定しており、予算外の支出とは、予算に科目がない支出はもちろん、科目はあっても予算で全然見積もられていない支出をいうとされており、この場合は予備費の充用をすべきではなかったかと判断する。

また、この充用された事業は、5月上旬には決定していたとのことなので、6月の市議会定例会に補正予算を提出して対応する方法もあったと考える。予算の流用と予備費の充用、さらには補正予算のいずれで対応するかについて今後よく検討の上、事務執行されたい。

また、広報紙「広報みずほ」についての意見として、広報紙は、行政情報を市民へ伝達する最も効率的な媒体であり、市民に等しく有益な情報を伝えるために発行されている。しかし、市民の意思に関係なく配布されるため、手にとって読まれたのかどうか知るすべはないのが現状である。仕様書をよく精査して、税金の無駄遣いにならないよう、最少の経費で最大の効果が得られるようにしていただきたいとの報告でした。

3件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

10月18日に、同組合の平成25年第2回の定例会が開催されました。管理者より提出された議案は、平成24年度決算の認定を求めるもの1件で、原案のとおり認定されました。

4件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

11月7日に同組合の平成25年第2回定例会が開催されました。大垣市議会の議会構成が変更されたことにより、同組合の岡本敏美議長と石田仁副議長が組合員を退任されたため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の林新太郎議長が組合議長に、大垣市の小川文康副議長が組合副議長に当選されました。

また、管理者から提出された議案は、専決処分の報告並びにその承認するもの1件、決算の認定を求めるもの1件、一般廃棄物最終処分場建設にかかわる建築工事部門と土木工事部門の請負契約の議決を求めるもの2件でした。これらの4議案は、いずれも原案のとおりそれぞれ

承認、同意、可決されました。

以上でございます。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

5件目は、平成25年第3回もとす広域連合議会定例会について、棚橋敏明君から報告願います。

6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 皆さん、おはようございます。議席番号6番 棚橋敏明です。

議長より御指名をいただきましたので、平成25年第3回もとす広域連合議会定例会について報告いたします。

第3回定例会は、10月24日から11月1日まで、9日間の会期で開催されました。

瑞穂市、北方町の議員から辞職願の提出による欠員が生じたことや、本巢市の旧市議会議員の任期満了による、議長、議会運営委員長及び各常任委員会の委員長、副委員長が不在となっていました。そのため、開会后、まずは議長の選挙が行われ、選挙の結果、本巢市の村瀬明義議員が議長に当選されました。

次に、各常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任を行われた後、委員長及び副委員長の互選のため、各常任委員会及び議会運営委員会が開催されました。委員会の構成は、お手元に配付の表のとおりでございます。

その後、議案の提案説明があり、広域連合長から提出された議案は全部で8件、内訳は、人事にかかわる議案2件、決算の認定を求める議案3件、平成25年度一般会計と特別会計の補正予算3件でした。

人事にかかわる議案は、監査委員の選任についてと、公平委員会委員の選任についての2議案です。監査委員の選任については、議会選出の監査委員が欠員となったため、新たに鈴木浩之議員を選任するため議会の同意を求めるものでした。公平委員会委員の選任については、廣瀬政則公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに大下吉恵氏を委員に選任するため、議会の同意を求めるものでした。

予算及び決算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で、平成24年度決算の認定を求めるものと、平成25年度補正予算を行うものでした。提出された議案は、所管の常任委員会に審査を付託し、11月1日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれの議案も可決または認定されました。

以上、平成25年第3回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。なお、これらの定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に届けてありますので、御希望の方はぜひご覧くださいませ。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

6件目は、平成25年度市議会議員短期研修について、堀武君から報告願います。

1番 堀武君。

1番（堀 武君） 平成25年度市町村議会議員短期研修、防災と議員の役割について、10月3日、4日にわたり研修を受けた結果を御報告申し上げます。

近年、局地的な豪雨災害や東日本大震災に代表される大きな災害が発生しています。また、東日本大震災を受けて、国の検討会より東海・東南海・南海地震想定が出されました。しかし、地域での防災力の向上は進んでいないのが現状であります。当市においても例外ではありません。

自主防災組織の活動の基本理念は、1．緊急事態の予知、予防、回避すること、2．緊急事態に迅速に対応し被害を最小限にすること、3．迅速な復旧、復興を図るなどがあり、これらの達成のため、各種の危機ごとに準備、回避、応急対応、復旧・復興策を立てることになります。

しかし、住民の災害に対する危機管理、防災意識の高揚は進まないのが現状です。なぜならば、災害はふだんその姿を見ることはなく、その危険はふだん隠れており、ある日突然にあらわれるのであります。

ではどのようにすればよいのか。重要なことは、災害が発生する前に、どこにその危険性があるのかを知り、心の準備や災害に対する対策や備えをすることです。防災は言葉のとおり災いを防ぐものであります。そのため、洪水ハザードマップや、地震ハザードマップを使った災害図上訓練などを通じて研修・啓発事業を展開する必要があります。そうしなければハザードマップはただの紙切れとなってしまいます。研修では、災害が発生する範囲がわかっても、その時間的な推移を捉えなければ、住民は避難のタイミングを逃したり、対応の手順がわからなくなるため、災害を面と時間で捉えることが重要だと思っております。

災害を面で捉えると、水害については、ハザードマップ、過去の経験を参考にワークショップ、自宅・職場・地域是最悪浸水する範囲にあるのか、またその程度は。地震について、揺れやすさマップ、地震ハザードマップを使ったワークショップ、最初の一撃で犠牲にならないための自助。建物は耐震性があり、家具類を固定しているのか。道路閉鎖や火災が延焼しそうな箇所があるのか。災害全般、災害時に特に危険となる箇所や避難の妨げになる箇所はないか。防ぐ、逃げるためには、どうすれば被害を最小限にし、逃れることができるのか。そのための事前の対策や備えはどうなっているのか。

次に、災害等その対応を時間軸で考えると、地震の場合は日ごろの備え、家具の固定、耐震補強等、地震発生、事後の対応、救助、初期消火、避難誘導等、避難所の運営、炊き出し等に移っていくものであります。風水害の場合、事前対応、避難誘導、避難所運営等、水害発生。事後対応に関して言えば、瓦れきの処理、ごみ処理等が発生します。ゲリラ豪雨に関しては、

即命を守る行動が必要となってきます。

これらのように、対象となる災害前にその時間的な流れを踏まえ、自主防災組織による個々の対応が本当に可能なのか、検証が必要になります。すなわちこれが、その地域で行うべき防災訓練メニューとなってきます。

地域では災害への対応を災害図上訓練で行い、防災訓練などで繰り返し検証することが必要であります。なお、完成した初動の表や防災マップは、掲示板に掲示や、リーダーに所有してもらうのも一つの方法であります。

1．住民に地域の正しい防災観を理解してもらうこと、2．住民自身が地域を知り、災害範囲の予測と防災資源の確認をすること、災害へ対応する時間的な流れをつかみ、住民間で共有すること、組織の形成、事前の活動を行うことであります。

以上のような観点から、事前の予防のでき、ふできが発生時の対応の可能性を左右することから、耐震補強の必要性、家庭職場での家具、什器類の固定、耐震補強等の必要性、消防士との連携を行う必要が強く求められるため、研修・啓発の必要性を感じるものであります。

以上のような基本理念のもとに、日ごろから地域活動が地域防災組織の継続性を保ち、質の高い防災組織の確立ができるものと確信して報告を終わります。

以上、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上、報告した6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思いません。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

議長（星川睦枝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

平成25年度第2回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてであります。

定例会は、去る平成25年10月17日、瑞穂市役所南庁舎において開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

行政報告1件と議案1件であり、それぞれ可決・承認されました。

最初に、報告の第1号瑞穂市・神戸町水道組合会計資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について算定した結果、資金不足額が発生していないことを監査委員の意見を付して報告をしました。

次に、議案第3号平成24年度瑞穂市・神戸町水道組合会計決算の認定についてであります。  
平成24年度決算については、歳入が1,115万3,000円、歳出は1,036万3,000円となりました。  
事業実績は、給水人口624人、年間配水量8万8,367立方メートルであり、水道使用料は前年比  
1.98%の減となりました。また、基金残高は、一部取り崩しにより5,023万9,000円となりまし  
た。

以上について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて議会の認  
定に付し、承認いただいたことを御報告いたします。

次に、2件の専決処分を御報告させていただきます。

報告の第11号でございますが、専決処分の報告について、物損事故、これは稲里地内でござ  
います。報告第12号専決処分の報告について、物損事故、穂積地内であります。

平成25年8月18日の瑞穂市図書館駐車場内及び平成25年10月1日の穂積小学校駐車場内にお  
いて、市職員運転の公用車による接触事故により相手車両が破損した事故について、それぞれ  
当事者と和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

公用車の運転につきましては、細心の注意を払うよう常々指導をいたしておりますが、今回  
の2件は全く単純な不注意によるもので、申しわけなく思っておるところでございます。

以上、3件について行政報告をさせていただきました。

議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

#### 日程第5 議案第66号から日程第16 議案第77号までについて（提案説明）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第66号瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧  
北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第77  
号市道路線の認定及び廃止についてまで一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、提案説明をさせていただきます。

移り行きます四季の変化は早いもので、あの酷暑だった夏がうそのように秋は急速に深まり、  
寒さが増してくる季節となってまいりました。

さて、ことしも残すところ1カ月余りとなりましたが、本日、平成25年第4回瑞穂市議会定  
例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。  
定例会の開催に当たりまして、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

年の瀬に当たり、瑞穂市の1年を振り返ってみますと、ことしも数々の出来事がありました。  
それらを思い起こしますと、まず第一に上げられるのが、5月の合併10周年記念事業～つなげ

よう瑞穂のわの成功であります。昨年度から実施してきた関連事業の集大成として、5月の節目に式典、イベントをまちづくりの原点に立ち返って市民参画と協働で実践したことは、瑞穂市まちづくり基本条例の基本理念を実現する市政運営において、まさに記念すべき出来事でありました。そのふるさとへの思いは市民の歌として残すことができ、徐々に市民皆様の心にしみ渡っていくことを期待しているところでございます。

また、御好評いただいた市民朗読劇むかい地蔵については、議会の御理解もありアンコール公演が決定しました。ここに御報告を兼ねて、来年1月18日、あの感動に再び会えることを御案内申し上げます。

次に、1月に結んだ東京都瑞穂町との防災協定であります。くしくも地名が取り持つ縁で結ばれたわけではありますが、先日のみずほふれあいフェスタ2013では瑞穂町からも御参加いただき、特産品の展示ブースを設け、市民との交流も始まりました。瑞穂町とは、今後も防災のみならず、官民一体となった交流を深めてまいりたいと考えております。

次に、4月の別府排水機場の竣工であります。

一昨年の犀川統合排水機場、昨年の花塚排水機場に続いての整備であります。ことし9月4日の大雨では、市内排水機場が全て稼働したにもかかわらず、一部地域で冠水等の被害が発生しました。幸い大きな被害とならなかったものの、かつての9・12水害を彷彿とさせるような記録的な大雨の中で、治水の重要性を切に痛感した次第であります。

次に、教育関連では、校庭芝生緑化と小・中学校の夏季午前授業であります。

5年目となる芝生緑化は、ことし、西保育教育センター、中小学校、南小学校、別府保育所、地域子育て支援センターで実施し、全8施設となりました。夏場の運動場の気温抑制、屋外でのけが防止、引いては地球温暖化対策等に大変効果が上がっており、園児、児童、保護者からも好評で、新聞報道でも大きく取り上げられたこともあって視察も絶えない状況であります。

同時に、夏場の暑さ対策として実施した午前授業については、夏休みが短くなったものの、児童・生徒からは好評でありました。しかし、課題も見えてきており、特に異常だったことしの夏の暑さは想定以上の事態であったため、次年度以降は空調設置も含めて検討していきたいと考えております。

最後に、手前みそで恐縮でございますが、9月の全国市民オンブズマン大会で、包括外部監査措置模範大賞をいただいたことでもあります。

平成22年度より導入した包括外部監査は、現在、所期の目的を達したことから条例を廃止しましたが、監査により指摘された事項については真摯に取り組んでおり、毎年半期ごとに措置状況を公表しております。

このうち、平成22年度の公の施設の管理運営のあり方についての措置状況が高く評価されたわけではありますが、地道にやってきたことが日の目を見ることは、職員の士気を高めるばかり

でなく、まちづくりの新たな一助となることを期待する次第であります。

以上、簡単ではありますが、1年を振り返ってみました。これらは、みずほ10大ニュースとして広報みずほ12月号にも掲載されますので、お手元に届きましたらぜひごらんをいただきたいと思えます。

さて、合併10周年を節目に、新たな一步を踏み出した瑞穂市の未来に目を向けてみますと、国は長引くデフレと景気低迷から脱出するため、第2次安倍内閣の成長戦略、アベノミクスを推進する一方、消費税及び地方消費税を来年4月1日から8%に引き上げることを決定しました。これに伴いまして、瑞穂市の公共料金等も見直しをせざるを得ず、次年度は住民税の復興特別税加算、社会保障と税番号制度導入等、市民生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

市民の皆様には、御負担をお願いすることばかりで大変恐縮ではありますが、特に公共施設の使用料は、さきの包括外部監査の指導を受けて見直したところでもございまして、受益者負担の原則に沿い、適正な応分負担を順次構築していくこととしており、その点を踏まえた見地から現在検討中であり、後日改めて提案させていただきたいと考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

次の見通しが不透明な地方行財政の展望を鑑みれば、今まで以上に事業評価の視点が求められるわけですが、既に新年度に向けて職員には予算編成方針を示しており、より行政効率を高めるため、議会、市民、行政がお互いの役割を再認識し、誰もが夢と希望を持てる瑞穂市となるよう、ともに進めていきたいと願う次第であります。

さて、今回お願いします議案は、条例の改正に係る案件が8件、補正予算に係る案件が3件、市道の認定及び廃止に係る案件が1件の合計12件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、議案第66号瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

指定管理者制度の導入に伴う市内3カ所のコミュニティセンターの管理について、各条例間の文言及び規定の整理、並びに基本協定との整合性を図るため、市条例の改正を行うものであります。

議案の第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年度より、新たに介護認定調査員及び女性相談員を非常勤の特別職職員として設置するとともに、既存の相談員等の報酬額を改定するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案の第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規

則の一部を改正する省令の公布に伴いまして、公的年金等に係る個人住民税の特別徴収の見直し等が行われることとあわせまして、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案の第69号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案の第70号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

基金のうち、特定環境保全公共下水道事業基金は、今年度をもって残高がなくなるため、同基金を廃止する市条例の改正を行うものであります。

次に、議案の第71号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部を改正する法律の施行にあわせまして、延滞金の割合の特例を改めるため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案の第72号瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例についてであります。

美来の森館展示室等の使用について、新たに使用料を徴収するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第73号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

市内防災行政無線の受信施設増設に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案の第74号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,404万3,000円を減額し、総額163億7,678万4,000円とするものであります。また、6件の繰越明許費と1件の債務負担行為の追加を設定するものであります。

今回の補正では、歳出を事業の追加、変更等で1億2,314万1,000円増額し、事業の完了、精算等に伴いまして、2億718万4,000円減額する内容といたしました。

増額の主なものは民生費で、障害者自立支援給付事業等の障害者福祉費に5,498万4,000円、国庫過年度返還金等の生活保護費に2,042万5,000円であり、土木費で、市道4-3-250号線の道路改良費に1,608万6,000円、ゲート修繕等の河川維持費に823万8,000円であり、教育費で施設予約システム更新に係る経費を公民館費及び総合センター費で441万9,000円、生津小学校用地取得に係る諸経費を小学校建設費に43万5,000円計上しました。なお、用地取得費については、土地開発基金または新年度予算での対応を考えております。

減額の主なものは民生費で、保育所費が3,992万8,000円減であり、土木費で土木総務費が2,591万円減、橋りょう改良費が2,985万5,000円減であり、消防費で防災費が879万9,000円減であり、教育費で小学校管理費が1,437万1,000円の減、給食センター費が1,155万2,000円減であります。

歳入の主なものは、地域の元気臨時交付金が確定したことなどで、国庫支出金を1億4,974万円増額し、基金繰入金を2億7,350万円減額する内容といたしました。

次に、議案第75号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の区分等について補正するものでありまして、総額に変更はありません。主なものは、人間ドック費用助成事業に55万円、職員手当等に60万円を増額し、共済費75万円、特定健診委託料40万円を減額するものであります。

次に、議案の第76号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出の予定額において、営業費用を54万3,000円増額、営業外費用を2万6,000円減額するものであります。

最後に、議案の第77号市道路線の認定及び廃止についてであります。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、旧下犀川橋撤去に伴う路線の認定及び廃止、並びに市道13-30号線のつけかえ工事に伴う側道を認定するものであります。

以上、12件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで、提案理由の説明を終わります。

#### 日程第17 議員派遣について

議長（星川睦枝君） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第169条の規定により提出しております。内容については、平成26年2月7日に、岐阜県市議会議長会の主催による議長会議が大垣市の大垣フォーラムホテルで開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

延会 午前9時45分

